

# 指定区域における建築可能な用途(干潟・立石地区)

.....建てられる建築物

法令		用途				
第1号	建築基準法別表第2(イ)	第1号	住宅(一戸建ての専用住宅)			
		第2号	兼用住宅	令第130条の3 第1号	事務所	左記の用途部分の床面積が50㎡以下かつ延床面積の1/2未満
				第2号	店舗(日用品販売)、食堂、喫茶店	
				第3号	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など	
				第4号	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など(原動機0.75w以下)	
				第5号	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75w以下)	
				第6号	学習塾、華道教室、囲碁教室など	
				第7号	アトリエなど	
		第3号	共同住宅、寄宿舎または下宿			
		第4号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館など			
第5号	神社、寺院、教会など					
第6号	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームなど					
第7号	公衆浴場					
第8号	診療所					
第9号	巡査派出所、郵便局、支庁、支所、老人福祉センター、児童更生施設など					
第2号	令第130条の5の2	第1号	店舗(日用品販売)、食堂、喫茶店	用途部分150㎡以下 (延床面積)	2階以下	
		第2号	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など			
		第3号	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など(原動機0.75w以下)	用途部分50㎡以下 (延床面積)		
		第4号	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など(原動機0.75w以下)			
		第5号	学習塾、華道教室、囲碁教室など	用途部分150㎡以下 (延床面積)		
第3号	前各号の建築物に付属するもの。建築物付属自動車車庫(1階以下、600㎡以下)					